

償却資産の 申告を

会社や個人で事務所、工場、商店などを経営している方が、その事業のために所有している構築物、機械や工具などを償却資産といいます。償却資産には、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

また、事業用に使う太陽光発電設備も償却資産の対象となります。

●申告が必要な方

平成29年1月1日(賦課期日)現在、町内に償却資産を所有している方
※資産の多少や増減の有無に関わらず申告が必要です。

●申告期限

平成29年1月31日(火)
※早めに申告してください。

●問い合わせ 税務課 内線116

家屋を 取り壊したり、 改築したりしたら 連絡を

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在の状況で課税されます。住宅の新築や取り壊し、店舗・事務所から住宅への改築、住宅から店舗・事務所への改築などが行われた土地は、固定資産税・都市計画税が変わることがあります。

家屋を全部または一部取り壊したときや、家屋を改築したり、用途変更したりしたときは連絡してください。

●問い合わせ 税務課 内線116

平成28年分の確定申告で 「e-Tax」を利用する方へ

■マイナンバーカードの交付申請はお早めに

住民基本台帳カードに格納された電子証明書の更新は、マイナンバー(社会保障・税番号)制度の導入にともない終了しています。

平成28年分の確定申告時に電子申告(e-Tax)の利用を予定している方で、住基カードに格納された電子証明書の有効期限が申告前に切れる方や、今回新たにe-Taxを利用する方は、マイナンバーカードが必要です。なお、マイナンバーカードは申請から交付まで約1か月かかるため、確定申告時期までに受け取れない場合があります。早めに申請してください。不明な点がある方は、問い合わせ先まで連絡してください。

■マイナンバー通知カード・マイナンバーカードの受け取り

昨年12月頃に各戸に郵送した通知カードを不在などの理由で受け取られていない方、また、マイナンバーカードの申請をしたが受け取られていない方は、次のとおり交付を行っていますので利用してください。

●と き 平日午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後6時30分まで

●受け取りの際に必要な持ち物

マイナンバー通知カード

- ・本人確認書類
※代理人の場合は委任状と委任者・代理人両方の本人確認書類が必要

マイナンバーカード

- ・交付通知書(郵送されたハガキ)
- ・通知カード(緑色のカード)
- ・本人確認書類
- ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

※ハガキをなくされた方、不明な点がある方および代理人交付を希望の方は問い合わせ先までご連絡ください。



マイナンバー
通知カード(見本)



交付通知書(見本)

本人確認書類…運転免許証、パスポート、在留カードなど写真付きの公的な身分証なら1点。これらをお持ちでない方は「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された保険証、医療受給者証、年金手帳および預金通帳、診察券など2点。

●問い合わせ 住民課 内線156